

## ■養成所ニュースプラス第38号2025

社会福祉振興・試験センターによりますと、第38回社会福祉士国家試験の受験票は本日東京都内の郵便局から投函（郵送）するとあります。到着したら、すぐに記載事項の確認をしてください。受験会場も明記されています。そして、前に進みましょう。

試験センターでは、12月22日（月曜日）になっても受験票が届かない場合は、試験センターに「電話で」問い合わせるよう案内しています。知っておいてください。

Plus Quizは「貧困に対する支援」から「生活保護法の基本原理・基本原則」に関する事例問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、あわせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz . . . . .

【34回問題63】生活保護法が規定する基本原理・原則等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. この法律により保障される最低限度の生活は、国民一般の平均的な資産基準によって決定される。
2. 保護を申請できるのは、要保護者及びその扶養義務者に限られている。
3. 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う。
4. 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等に関して、世帯の実際の相違を考慮することなく一定の必要の基準に当てはめて行う。
5. 保護は、親族を単位としてその要否を定める。

正答と解説は最後に記載しております。

### ■Yoseijo Info . . . . .

・(36期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(37期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

・第38回国家試験は、令和8年2月1日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629224&c=3246&d=99c7>

・令和7年12月12日に、第38回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函（郵送）されます。←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629225&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629226&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」をwebにて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするためのURLやパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第6号配信時にPDFデータを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629227&c=3246&d=99c7>

・12月4日（木）に、国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。養成所ニュースプラス第36号配信時に添付しています。是非ご活用ください。

サンプル動画（一部抜粋）URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629228&c=3246&d=99c7>

## ■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこれら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629229&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの中でも後輩にあたる第38期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629230&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629231&c=3246&d=99c7>

## ■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1629232&c=3246&d=99c7>

## ■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

### 【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「貧困に対する支援」の37回国家試験では、生活保護法の細かい知識問題が減り、関係機関と専門職の役割、支援方法を問うような出題になったと感じた受講生もいました。中央法規の過去問解説集にもありますが、科目名が「低所得者に対する支援と生活保護制度」から「貧困に対する支援」に変わったことを具現化しているようにも感じます。実際37回では、生活保護法に関する出題は1問だけでした。

とはいっても、知識勉強が不要ということではなく、その知識を使って事例を読み込み、問題を解くという形が増えてきています。生活保護法であれば、今回出題した基本原理・基本原則、保護の種類と内容、福祉事務所の設置や職員配置、国・都道府県・市町村の役割、不服申し立て制度等ポイントを押さえることは必要です。今年6月に最高裁判決が言い渡された「生活保護基準引き下げ訴訟」に関するその後の報道からも学べます。

生活保護法は、今回出題した問題もそうですが、法の条文がそのまま出たり、語句が入れ替えられて出題されることがあります。生活保護法第1～4条の基本原理、第7～10条の基本原則、第11～18条の保護の種類（第15条の2の介護扶助は難しいですが）は、法律ですがわかりやすく感じます。法律の文章が苦手な方にも頭に入りやすいので、一読ください。

一方、他の法制度からもほぼ毎年出題されています。生活困窮者自立支援法の事業内容や低所得者対策の生活福祉資金貸付制度は頻出です。

1. × 【最低生活保障の原理（法第3条）】保障される最低限度の生活水準は、一般国民生活の消費水準との比較における相対的なものとして設定されます。平均的な資産基準により決定されるわけではありません。1984（昭和59）年から一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」を採用し2004（平成16）年以降は、定期的な検証が実施されています。
2. × 【申請保護の原則（法第7条）】保護申請は要保護者その扶養義務者に限りません。本人が申請できないことを想定し、扶養義務者だけでなく事情を知り得る同居の親族の範囲で申請ができます。また、生死にかかわるような急迫な場合は、市町村長の職権での保護も可能です。

3. ○【基準及び程度の原則（法第8条）】条文そのままの選択肢です。
4. ×【必要即応の原則（法第9条）】保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要な相違を考慮して、有効かつ適切に行われます。個人や世帯の相違を考慮することなく一定の基準に当てはめるものではありません。
5. ×【世帯単位の原則（法第10条）】保護は世帯を単位として決定されます。親族ではありません。世帯は同一の住居で生計を同じくする人々を指し、他人が含まれる場合もあります。親族は血縁関係に基づき、同居や同一の生計を問いません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus